2011 年 3 月 4 日環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦担当ワーキンググループ主査 柳 憲一郎

# ベトナム国 南北高速道路建設事業 (ベンルック~ロンタイン間) (有償資金協力) 環境レビュー方針に対する助言

## 助言案検討の経緯

### ワーキンググループ会合

· 日時: 2011 年 2 月 16 日 (水) 15:00~17:30

・場所: JICA 本部 (会議室:1 階 112会議室)

・ワーキンググループ委員:武貞委員、佐藤委員、満田委員、柳委員

・議題:ベトナム国 南北高速道路建設事業 (ベンルック~ロンタイン間) に係る環境レビュー方針に ついての助言案作成

#### 配付資料:

1) ベトナム国 南北高速道路建設事業 (ベンルック~ロンタイン間) 助言委員会 WG 資料

・適用ガイドライン:国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

#### 全体会合(第10回委員会)

·日時:2011年3月4日(金) 14:00~17:00

・場所: JICA 本部(会議室:2階 229会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

# 助言

#### 長大橋建設に伴う自然環境への影響について

1. 当該地域の生態学的負荷(産卵、稚魚成育、魚の回遊、特定種の移動、底棲生物)の軽減にむけて、 絶滅危惧種に該当する種の存在の有無にかかわらず、当該地域における生物種の把握と生活史・生物季 節を把握し、施エスケジュールに反映させること。

### 非自発的移住(職業転換および代替農地取得も含む)について

- 2. 被影響住民が辿る生計回復や職業転換等の移転後のプロセスは、長期にわたる注意が必要となることが予想される。また、被影響住民自身の選択や決定も決して強固なものではなく、時に応じて揺れ動く可能性が高い。したがって、以下の点で十分な配慮が必要であることを、実施機関、JICA および ADB の間で確認し、意識の共有を図ること。
- (ア)外部モニタリング機関を雇用してのモニタリングは3年間としているが、被影響住民の動向や生計回復の状況を見つつ、モニタリング期間の延長も含めた、柔軟な措置をとる必要がありうること。
- (イ)被影響住民が移転後に持ち出す要望や苦情については、当初の合意と異なっていたとしても可能な限り柔軟に対処すること。
- 3. 住民移転計画の最終版や市場価格調査、代替農地の確保状況、住民との協議や合意などについては、 ADB 任せにはせず、JICA としてもその妥当性を確認すべきである。JICA として節目ごとにレバレッジの きくタイミング (たとえば、L/A 発効、ディスバースメントなど) を定め、実効性のある確認を行って いくことができるようにしておくこと。
- 4. 外部モニタリング機関によるモニタリングの結果、講じられた措置が不十分もしくは更なる措置が必要と判断する際には、JICA および ADB もモニタリングによってもたらされた情報を主体的にチェックし、外部モニタリング機関のみに判断を委ねないことを実施機関との間で確認しておくこと。
- 5. 複数のコミューンにおいて、農地の不足が生じることが懸念されている。事業によって農地を失う住民が、近隣に農地を確保できない恐れがある。農業を継続する意思のある住民に対しては、近隣地に代替農地が確保されることが基本であると考えられる。これを踏まえ、近隣地で代替農地が確保できないコミューンがどの程度あるかを確認の上、当該コミューンおよび実施機関の支援内容が十分なものであるかどうか、また住民の反応について確認すること。
- 6. 最終的に決定される補償レートが、市場価格に基づく再取得価格に基づくものとなり、土地の値上がりが生じた場合はそれが反映されること、実際の土地収用の前に支払われることにつき、文書上確保されていることが望まれること。

## 被影響住民との協議等について

7. 被影響住民との協議(生計回復手段や代替農地取得に関する要望調査も含む)においては、実施機関および事業関係者(特にRAP作成にあたった外部コンサルタントと生計回復に関する計画策定にあたるコンサルタントが交替することを踏まえて)と住民との間に十分な信頼が醸成されるよう留意し、

事業スケジュールおよび移転スケジュールや意見・苦情表明のフォーマルな機会に拘泥することなく、被影響住民の十分な理解と納得を得るための時間をかけて必要な工程をすすめることを、事業実施機関、JICA、協調融資機関(ADB)の間で確認し、意識の共有をはかること。

以上